

第 96 回市民事業専門委員会 会議結果報告

日 時 令和 6 年 11 月 11 日（月） 10 時 00 分～11 時 15 分

場 所 かながわ県民センター 12 階 第 1 会議室

出席委員 増田 清美【委員長】、藤井 京子【副委員長】
石本 健二、小林 学

審議（会議）経過

（事務局）ただいまより、第 96 回市民事業専門委員会を開会させていただきます。専門委員会につきましては、県民会議の扱いを準用し、市民事業専門委員会設置要綱第 5 条により原則公開とさせていただきます。本日の委員会は青砥委員が欠席のため委員 4 名の出席になります。それでは、これより議事に入らせていただきますので、増田委員長に進行をお願いいたします。

■議題 1：市民事業現場訪問報告書（案）について

（増田委員長）それでは、まず、議題 1「市民事業現場訪問報告書（案）について」ですが、10 月 17 日に訪問した「NPO 法人四十八瀬川自然村」と「NPO 法人共和のもり」の報告書（案）になります。事務局より資料の説明をお願いします。

（事務局 資料 1 により説明）

（増田委員長）ただいまの事務局案の説明についてご意見・ご質問等がございますか。

（藤井副委員長）報告書案 P 4（3）広報や他団体等とのネットワークですが、「奈良」ではなく、「奈良県」の方がわかりやすいと思う。

（増田委員長）「奈良」ではなく「奈良県」に修正していただければと思います。他にありませんでしょうか。なければ議題 1 は終了します。

■議題 2：市民事業等支援制度の総括に向けた取組について

（増田委員長）次に、議題 2「市民事業等支援制度の総括に向けた取組について」、事務局より資料の説明をお願いします。

（事務局 資料 2 により説明）

（増田委員長）ただいまの事務局案の説明についてご意見・ご質問等がございますか。

（石本委員）大綱期間終了後に次の補助金があるかわからないので、この報告書を活用してくださいと紹介できない。どう表現していくのか、総括が非常に難しい。

（小林委員）報告書を出す時期がいつになるのかに左右されると思う。次の水源環境保全税が続いたら市民事業もあるかもしれないし、終わってしまうのであれば今までの成果と課題だけになってしまう。最終評価報告書に合わせて出すのであれば令和 9 年 4、5 月頃になるのでしょうか。

（事務局）最終評価報告書に位置づけるかということも事務局案ですのでご議論いただければと思います。色々な扱い方がある中で、事務局としては最終的なまとめなので最終評価報告書に位置づけるということで提案させていただきました。

（小林委員）最終評価報告書がまとまるのは令和 9 年度初めですよね。それに合わせて出すか、市民事業の総括はその前を出して、最終評価報告書にも添付するという 2 通りがあり得る。

(事務局) あと2年ありますので、先にまとめてしまうということも選択肢としてあり得ると思います。

(小林委員) 次にはこうした方が良いとなるのか、今まではこういう成果がありましたで終わるのか。

(石本委員) 市民団体に対する何らかの支援制度は残っていくのかなと思います、そこが見えないことには非常に表現しづらい。

(藤井副委員長) 県税で行った事業なので20年間を総括して報告することは必要だと思うので、最後に課題としてこんなことが残りましたぐらいの書きぶりであれば後が続こうが続くまいが問題ないと思う。

(小林委員) やることは大事だと思うが、今の段階で書くとすれば成果と課題を書くしかない。

(増田委員長) みなさんの意見では現時点では成果と課題を書くということで共通していたと思う。20年間補助金を活用して40団体以上の市民団体が自らの地域で水源かん養に資することをやってきたことやその成果、補助金活用後も独自に取り組を進めていることなどを報告書に盛り込めればいいと思う。この先はわからないが、意識を持っている方が新たに県とつながって取り組めるような仕組みがあればいいと思う。

(藤井副委員長) 中間報告みたいなものを作ったことはあるのでしょうか。

(事務局) ないです。

(藤井副委員長) 報告書として作るのはこれが初めてということですね。

(小林委員) 市民事業に類似するものを今後も県が続けていくべきだという方向と、成果はあったけど当初の目的は果たしたので県の施策とは切り離しますの2通りある。県民会議としてどっちの方向で行くのか、しっかりした議論をまだしてない気がする。水源環境保全税が続こうが続くまいがこういう活動をずっと続けていくべきか否か、その辺も考えながら総括に書くのだろうと思う。

(石本委員) 市民事業だけでなく県民会議を作って、水源環境保全税の仕組みの中に組み込んで続けてきた20年間ですが、仮に水源環境保全税がなくなったとしても水源地域の県の施策がなくなるわけではないと思う。また、市民の活動についてどう考えるかということは一義的には県が考えることではあるけど、市民の活動がいらなくなればこの20年間を県自ら否定することになるので恐らくそれはありえない話でしょうから、何らかの形で市民の活動はそれなりに評価していかないと失われた20年になってしまう。

(小林委員) 私が言いたかったのは、活動は続けてもらう必要はあり、それをどこかが支援する仕組みは必要です。ただ、今でも県民活動サポートセンターの取組や他の色々な団体から支援を受けたりする方法はあり、そういう流れに繋げていく方法もある。水源の施策の仕組みの中で直接支援すること続けるのか、県や国の全体的な施策の枠組みの中で団体支援に繋げていくのか、色々なやり方があると思う。

(石本委員) それを市民の立場で議論してもしょうがないのではないのでしょうか。

(増田委員長) 当初は森林インストラクターの会に関係する方が多かったが、一般県民で山や川が好きできれいにしたいといった意識の高い方が加わってやってきた。40団体以上がこの補助制度を活用しているが、もう活動を止めている団体もある。これには補助金が最長5年という時限があったり、退職後にやっている方が多いのでやっている方たちの年齢の問題もある。大綱後の施策がどうなるかわからないが、そういうのを含めて検討していく

必要があると思う。

(事務局) 次回、県民会議施策懇談会を予定しているので、そこでも小林委員の話を議論してもよいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

(小林委員) 私が言いたかったのはこういう事業を否定しているわけではなくて、類似している色々な施策の中で、団体を支援する仕組みはいっぱいあって、丹沢大山自然再生委員会や自然環境保全センターでも金額は小さいかもしれないが色々な団体に支援を続けています。そこで支援している団体は県民会議とかなり重複しているので、県民会議の位置づけをどう考えるのかというところは議論した方がよいと思う。

(増田委員長) 2つの専門委員会を作った当初の議論からいる者としては、現在は色々な支援の仕組みがあるから県民会議の仕組みをなくしてしまうというのはさみしく感じてしまう。

(石本委員) 県民会議は水源環境保全税を導入してまわしていくための県民参加機関として作られたものですね。もし税がなくなれば自動的に県民会議はなくなるということなのではないでしょうか。

(事務局) 普通に考えればリンクしていて、水源環境保全税による取組を評価したり、提言したりということが県民会議の役割で、その中で有識者による施策専門委員会と市民活動を支援していく市民事業専門委員会の2つの部会で構成しています。ただ、仮に水源環境保全税が令和8年度でなくなったとしても水源施策を打ち切ることはないので、県の一般会計を使って続けていくといった時に、例えば外部評価機関として県民会議は継続するという考え方もある。したがって、水源環境保全税がなくなったら県民会議が自動的になくなるということではなく続くということでもなく、色々な道があると思う。

(藤井副委員長) 小林委員がおっしゃったことは奥が深い。市民団体に補助していたことで水源環境が改善しているかどうかということだと思うが、どこを指標にしてどこに効果があったか、それが見えるものなのか見えないものなのか。補助はしたが効果はなかったと捉えられたらもう事業は続けられないだろうし。一方で、他にも補助制度はあるからいくら効果があっても県から出し続けることはどうなのかということにもなってくる。成果として書こうとしているイメージですが、私は各団体にそれぞれいくら出したかということだと思ったが、果たして20年間で悪かった値が良くなったというほどの効果があるのか、評価が難しい。

(増田委員長) 数値で表すような成果は施策専門委員会で、市民事業は一般県民が水源かん養に取り組むことやその意義を知ってもらうことだと委員会発足時に議論されていた。

(小林委員) 藤井委員が言われた成果をどう捉えるかは難しいが、市民事業は水源かん養機能がどれぐらいアップしたかというような定量的なものではなく定性的なものでよいと思う。県で11の施策を持っていて、そこから漏れたニッチの部分をこれだけたくさんの方々の市民の方々が関わりをもって取り組んでもらっているということがすごく大きな成果だと思う。成果・実績は数字でよいかもしれないが、最後の総括でそういうことが書き込めれば20年間の成果がすごく出てくると思う。

(石本委員) 私も共和のもりを訪問して感じた。水源環境保全税で行っていることではないが、共和のもりは地域そのものを動かしている。市民活動には行政が直接行う施策以外にあるってことを記載すればよいと思う。自分の反省も込めてなのですが、以前愛川町の団体を訪問した時に活動地域が水源地域からずれていると感じたが、住民がその地域で水源の

仕組みをきっかけで生き生きと暮らしていること自体が定性的な成果なのだと思う。

(小林委員) 森林整備ひとつをとっても、森林整備は山の中腹から上で、市民事業で訪問すると里山で細々とはいえ頑張っていたいている団体がいっぱいある。里山は県の施策から全く外れているエリアで、そこを市民の方々が少しずつ広げてくれている。そういうことは大きな成果。

(増田委員長) 四十八瀬川自然村もみなさん楽しそうに活動していた。それが市民事業の成果。

(小林委員) そういう評価にして報告書を書くのであれば時期にこだわらなくてもよいと思う。

(石本委員) 総括という言葉に引きずられない方がよいですね。

(藤井副委員長) 情報発信ぐらゐの感じの総括でよいのではないのでしょうか。配布先ですが、市町村は関係所属と書いてあるが環境部局にも1冊ぐらゐ配布して、市町村環境部局が地域の市民団体がこういう取組をしているという情報を把握できるようにしてほしい。団体を羅列するのであれば活動を終了している団体は終了していますと記載するなどすればよいと思う。

(事務局) 報告書は今すぐに作成するものではないですし、来年度も卒業団体訪問を続ける予定ですので、ぜひ定性的な成果を訪問目的やヒアリングの重点項目にさせていただいて報告書に繋げていっていただければと思います。

(増田委員長) 他にありますでしょうか。なければ議題は終了します。

■報告事項1：市民事業交流会について

■報告事項2：令和7年度もり・みず市民事業支援補助金の募集について

(増田委員長) それでは、事務局より説明をお願いします。

(事務局 参考資料1～2により説明。)

(増田委員長) ただいまの事務局からの説明についてご質問等はございますか。

(藤井副委員長) 補助金の募集についてですが、すでに申請があったのは新規の団体でしょうか。継続しているところでしょうか。

(事務局) 応募のあった3団体はいずれも新規になります。今年度継続団体のうち来年度も継続できるところは2団体ありますが、まだ応募はありません。

(石本委員) 相談のある2団体は手続きがちゃんとすれば通るようなしっかりした団体なのでしょうか。

(事務局) 電話でお話を聞く限りでは、これまでも森林や地下水関係に取り組んでいるとのこと。

(増田委員長) ほかに何かありますでしょうか。なければ報告事項1及び報告事項2は終了します。

■報告事項3：施策懇談会の実施について

(増田委員長) それでは、事務局より説明をお願いします。

(事務局 参考資料3により説明。)

(増田委員長) ただいまの事務局からの説明についてご質問等はございますか。

(小林委員) これを議論するにあたってそもそも県民会議の目的は何なのか、市民事業専門委員会の目的は何なのか、はっきりしたいので資料があれば事前に送っていただきたい。何

- となくは理解しているけど、共通理解を持って議論した方がよいと思う。
- (増田委員長) 私は1期から入っていて、当時すごく議論をしていて資料は全部取ってありますが、それをわかりやすく資料にしていただければと思う。
- (藤井副委員長) 県民会議自体をやった意義と県民会議でやった事業の意義を分けて考えないといけないと思う。今回やることはそれぞれの事業について話し合うということで、県民会議とはどういうものかという資料をお示しいただいて今度の会議に参加したい。
- (小林委員) 県民会議で座長が提案した主旨は、県民が主体的に取り組める仕組みの制度設計はどうあるべきかを議論しましょうということで、そのために各委員会の振り返りが必要なのだろう。水源環境保全税が続こうが続くまいが、県民会議を今後どういう姿にしていってよいかをゴールにしたいのだと思う。そこを我々も頭に入れて市民事業専門委員会そのものの必要性も含めてどういう立て付けがいいのかを意識して議論した方がよいと思う。
- (増田委員長) 施策調査専門委員会はその分野の専門家で、市民事業専門委員会は市民が水源環境保全税を活用して水源環境を保全するための取組として、市民目線でその施策が役立つのかということが発端で市民事業専門委員会が設置される前からかなり議論しました。それが根底にあるが、途中から参加されている方々はそのことをほとんど知らないのでギャップが出ているのだと思う。
- (石本委員) 「県民が主体的に取り組める仕組みとなる制度設計と順応的管理の着実な推進とは」というのは今までの振り返りのことでしょうか。今後を見据えてということでしょうか。
- (事務局) まずはこれまでの振り返りをして、どのような実績や課題があるのかを話し合っていたきたい。
- (石本委員) これまでの県民会議の仕組みや立て付け、具体的にやってきたことが制度としてどうだったかということを行っているということですか。
- (事務局) それで、資料の「1 目的」にもありますように、「大綱期間終了後の県民参加のあり方を検討するため」に繋げていけたらと思います。
- (石本委員) そういう意味ではそもそもこの仕組みがどうしてできたのか、途中から入った委員にもわかるような資料を作っておいた方がよいですね。
- (藤井副委員長) 委員を引き受ける際に資料で説明してもらったと思うが、資料が多くてなかなか読み込めなかった。A4裏表で1枚程度に図解とかで作ってもらえるとありがたい。
- (石本委員) 水源環境の危機的な状況という話と、仕組みややりかたの検証という話の2つが縦横に交差している気がする。大変な状況で水源環境保全税を導入して、どう回していくかというところに行政だけでなく県民目線という県民会議を取り入れたが、県民会議のやり方がこれでよかったのか、今後もっとうまくできないかということを検証したいということですよ。
- (藤井副委員長) なるほど、よくわかりました。
- (増田委員長) ほかに何かありますでしょうか。
- (増田委員長) それでは、第96回市民事業専門委員会を終了します。